

島根県報

平成18年 5月12日 (金)

第 1,776 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (消 防 防 災 課) 2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 3

介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (") 4

介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (") 4

土地改良区の役員の就任及び退任 (3 件) (農 村 整 備 課) 4

土地改良区の役員の就任 (") 7

土地改良区の役員の退任 (") 7

土地改良区の定款変更の認可 (") 8

換地計画書の縦覧 (") 8

県営土地改良事業計画の変更 (") 8

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水 産 課) 9

公有水面埋立ての竣功認可 (2 件) (漁 港 漁 場 整 備 課) 9

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経 営 支 援 課) 11

平成18年度地籍調査事業の決定 (用 地 対 策 課) 12

公 告

宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定 (建 築 住 宅 課) 16

公企訓令

三成ダム操作規程の一部改正 16

人委告示

平成18年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施 17

平成18年度島根県警察官 (大学卒) 採用試験の実施 20

公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 23

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則 (") 25

放置違反金の納付命令及び徴収等の手續に関する細則 (") 25

公安告示

警備員指導教育責任者講習の実施 (警 察 本 部) 46

労委告示

あっせん員候補者の公示 47

公布された条例等のあらまし

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第7条・第11条・第14条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第60号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令」を「政令」に、「規則」を「省令」に改める。

第4条第2項中「2,385,000円」を「2,342,000円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

円 17,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600
円 28,500	円 36,800	円 51,400	円 60,300	円 75,600

を

に改め、同項第2号の表中

円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500
円 28,400	円 36,700	円 51,200	円 60,100	円 75,400

を

円 11,300	円 13,700	円 17,500
円 16,900	円 20,000	円 25,300

に改める。

円 11,300	円 13,700	円 17,400
円 16,800	円 19,900	円 25,200

第11条第2項中「51万円」を「50万円」に改める。

第14条第3項中「193,000円」を「199,000円」に、「154,400円」を「159,200円」に改める。

第17条第1項及び第3項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条第1項並びに第25条中「規則」を「省令」に改める。

第26条中「令」を「政令」に改める。

第27条第1項中「令」を「政令」に改め、同条第2項中「規則」を「省令」に改める。

第28条第1項及び第2項中「規則」を「省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第565号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 おおの福祉会	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所 大野の郷	松江市大野町167番地	平成18年 5月1日

島根県告示第566号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社団法人 益田市医師会	訪問リハビリテーション	益田市立介護老人保健施設 くにさき苑	益田市遠田町1956番地 8	平成18年 4月5日
	介護予防訪問リハビリテーション			
有限会社 アクティブライフ保知石	通所介護	有限会社 アクティブライフ保知石 つどいの丘	出雲市上塩冶町上沢2848番地 25	平成18年 4月24日
	介護予防通所介護			
有限会社 福寿	訪問介護	ほのぼのヘルパーステーション	浜田市国分町691番地 1	平成18年 5月1日
	介護予防訪問介護			
有限会社 栄昌	訪問介護	有限会社 栄昌 ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382番地	平成18年 5月1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第567号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市社会福祉協議会出雲地区 居宅介護支援事業所	出雲市今市町543	平成18年 4月1日

島根県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	益田市立特別養護老人ホーム もみじの里	島根県益田市匹見町匹見イ1208番地	平成18年 4月1日
社会福祉法人 おおの福祉会	特別養護老人ホーム 大野の郷	島根県松江市大野町167番地	平成18年 5月1日

島根県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定に基づき告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
益田市	益田市立特別養護老人ホーム もみじの里	島根県益田市匹見町匹見イ1208番地	平成18年 3月31日

島根県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄田信義

大田市三瓶土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- 理事

松本 一人 大田市三瓶町池田1963番地

大谷 積 大田市三瓶町池田747番地

監事

和田 幸徳 大田市三瓶町池田1628番地

2 就任年月日

平成18年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

小原 実 大田市三瓶町356番地 4

島根県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄田信義

揖屋干拓地土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地

久保田耕司 松江市北田町132番地 6

古藤 武好 八束郡東出雲町大字揖屋町2550番地25

上山根晴久 八束郡東出雲町大字上意東357番地

池田 仁志 松江市東津田町191番地

永島 敏雄 松江市八幡町538番地 1

須山 幸夫 松江市朝酌町1200番地

安部 吉輝 松江市八束町二子495番地

監事

金森 孝利 八束郡東出雲町大字出雲郷170番地

高梨 満 松江市東津田町1675番地

山下 久雄 松江市鹿島町北講武638番地

2 就任年月日

平成18年3月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地

久保田耕司 松江市北田町132番地 6

渡部 孝 松江市八束町寺津139番地

池田 仁志 松江市東津田町191番地

永島 敏雄 松江市八幡町538番地 1

永島 文男 八束郡東出雲町大字出雲郷665番地

須山 幸夫 松江市朝酌町1200番地

上山根晴久 八束郡東出雲町大字上意東357番地

監事

古藤 武好 八束郡東出雲町大字揖屋町2550番地25
持田 光敏 松江市乃白町152番地
門脇 篤郎 松江市八束町亀尻361番地

島根県告示第572号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
森脇 敏男 邑智郡邑南町鱒淵2125番地 5
住金 昭義 邑智郡邑南町上田所43番地 4
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
岸根 喜行 邑智郡邑南町布施461番地

監事

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

2 就任年月日

平成18年4月6日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

北野 正樹 邑智郡邑南町市木260番地
森脇 敏男 邑智郡邑南町鱒淵2125番地 5
住金 昭義 邑智郡邑南町上田所43番地 4
中森 正之 邑智郡邑南町上田所267番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
佐貫 昭雄 邑智郡邑南町三口市527番地
三浦 正毅 邑智郡邑南町岩屋482番地
森脇 幸徳 邑智郡邑南町高見337番地
柘植 正範 邑智郡邑南町原村11番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
岸根 喜行 邑智郡邑南町布施461番地
澤田 隆之 邑智郡邑南町下田所900番地

監事

木村 栄士 邑智郡邑南町上原106番地

植田 利助 邑智郡邑南町市木419番 8 地
荒瀬 寛信 邑智郡邑南町下田所372番地 1

島根県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 5 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

加藤 節夫 安来市東赤江町1335番地
石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
須山奈良喜 安来市伯太町東母里812番地
原田 義久 安来市植田町907番地
古志野壽夫 安来市安来町1638番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
原 龍雄 安来市赤崎町629番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
野坂 莊一 安来市清井町366番地 2
内藤 美雄 安来市島田町1543番地
須山 盛義 安来市広瀬町広瀬260番地
荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2
岩田 義則 安来市伯太町井尻941番地
宮本 利男 安来市伯太町安田529番地
濱田 武 安来市伯太町赤屋 1 番地

監事

古曳 慶憲 安来市西松井町552番地
田辺 博理 安来市広瀬町東比田1030番地
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2
加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地 1

2 就任年月日

平成18年 4 月 1 日

島根県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 5 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市富山町西部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

大谷 正治 大田市富山町山中440番地

島根県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成18年5月2日付けで認可した。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、仁多郡仁多町土地改良区理事長から河内地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年5月12日から21日間

3 縦覧の場所

奥出雲町役場

島根県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、悠YOUおおち東地区を受益地域とする土層改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関し異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

悠YOUおおち東地区土層改良事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第578号

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業(いか巣びき網漁業))に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成18年 5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 許可及び起業の認可の申請期間

平成18年 5月12日から平成18年 5月24日まで

島根県告示第579号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年 4月27日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

平田市小伊津町1520 - 1番から1703 - 3番地先に至る公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 小伊津漁港漁港原点(北緯35度30分00秒、東経132度50分24秒、以下「原点」という)から124度37分55秒に75.53メートルの地点

の地点 該地点から34度51分57秒に29.55メートルの地点

の地点 該地点から94度02分25秒に66.52メートルの地点

の地点 該地点から4度02分22秒に7.12メートルの地点

の地点 該地点から94度03分05秒に2.59メートルの地点

の地点 該地点から184度02分43秒に3.10メートルの地点

の地点 該地点から94度02分29秒に70.85メートルの地点

の地点 該地点から4度01分37秒に3.10メートルの地点

の地点 該地点から94度01分48秒に1.56メートルの地点

の地点 該地点から64度02分47秒に1.56メートルの地点

の地点 該地点から154度03分13秒に3.10メートルの地点

の地点 該地点から64度02分29秒に70.85メートルの地点

の地点 該地点から334度03分13秒に3.10メートルの地点

の地点 該地点から64度03分11秒に2.59メートルの地点

の地点 該地点から154度03分13秒に0.40メートルの地点

の地点 該地点から64度03分13秒に3.10メートルの地点

の地点 該地点から334度03分12秒に30.40メートルの地点

- の地点 の地点から224度04分16秒に3.10メートルの地点
- の地点 の地点から334度03分01秒に3.75メートルの地点
- の地点 の地点から64度02分10秒に56.34メートルの地点
- ㉑の地点 の地点から73度10分56秒に6.80メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から91度25分15秒に6.79メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から100度32分54秒に17.72メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から91度25分29秒に5.25メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から73度09分47秒に5.25メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から64度02分26秒に19.13メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から154度02分26秒に7.18メートルの地点

(3) 面積

12,457.20平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成14年 7月 8日 指令漁港第26号

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び出雲市役所

島根県告示第580号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年 4月27日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

出雲市大社町杵築北3543番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 大社漁港漁港原点（北緯35度24分13.13秒、東経132度39分59.34秒）から217度49分32秒、352.71メートルの地点

の地点 の地点より109度02分03秒、7.30メートルの地点

の地点 の地点より199度02分03秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点より109度02分03秒、101.72メートルの地点

の地点 の地点より19度02分03秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点より109度02分03秒、1.00メートルの地点

の地点 の地点より199度02分03秒、21.00メートルの地点

の地点 地点より289度02分11秒、110.02メートルの地点

(3) 面積

1,994.63平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成15年 7 月16日 指令漁港第20号

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び出雲市役所

島根県告示第581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 5 月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオ松江店 島根県松江市東本町五丁目 8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町 2 丁目 1 番18号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 1,550㎡

（変更後） 1,867㎡

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後 8 時

（変更後） 午後 9 時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前 9 時30分から午後 8 時30分まで

（変更後） 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

(4) 変更の年月日

平成18年12月29日

2 届出年月日

平成18年 4 月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第582号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成18年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	西尾 手角 東忌部 東津田 手角 東忌部 西尾 東津田 野原 雲津	交付決定の日から平成19年3月30日まで
浜田市	折居4 宇津井町2 今福 今福 本郷 木田 田ノ原 山ノ内 - 1 山ノ内 - 2 木都賀 西河内・栃木 折居6 宇津井町3 宇津井町4 田橋町1 上来原	交付決定の日から平成19年3月30日まで

	和田 和田 木都賀 栃木 折居 7 岡見 1 岡見 2 古市場 1	
出雲市	日御碕 (C) 神西 上津 大呂 8 区 大呂 9 区 橋波 4 区 上津 橋波 5 区 大呂10区 大呂11区 日御碕 (D) 十六島	交付決定の日から平成19年 3 月30日まで
益田市	半田 野入 - 1 飯田 2 - 1 仙道 野入 - 2 高津 2 - 5 飯田 1 - 3 飯田 2 - 2 遠田 1 仙道 小原 萩原 - 1 高津 2 - 6 飯田 1 - 4 遠田 2 仙道 仙道 萩原 - 2	交付決定の日から平成19年 3 月30日まで
大田市	朝山 - 1 朝山 - 2 朝山 波根	交付決定の日から平成19年 3 月30日まで

安来市	東 7 赤江 1	交付決定の日から平成19年3月30日まで
江津市	波子 1 区 平田 7 区 平田 8 区 南川上 1 区 嘉久志 1 区	交付決定の日から平成19年3月30日まで
雲南市	飯石 川井 下久野 須賀 上久野 上久野 上久野	交付決定の日から平成19年3月30日まで
奥出雲町	三成 5 三沢 3 阿井 2 大呂 3 亀嵩 2 横田 1 八川 1	交付決定の日から平成19年3月30日まで
飯南町	頓原村 7 頓原村 8 花栗 4 獅子 3 八神 1 小田 1 小田 2 志津見 1 頓原 9 獅子 4 長谷 3	交付決定の日から平成19年3月30日まで
川本町	川本 (13) 川本 (14) 因原 (1) 因原 (3)	交付決定の日から平成19年3月30日まで
美郷町	信喜 信喜 九日市 大野 原 九日市	交付決定の日から平成19年3月30日まで

	田水 片山 三反谷 野間	
邑南町	西鱒淵 1 安田 原 西鱒淵 2 和田 3 日貫 矢上 5 鱒淵・三日市 道明 日貫 矢上 6	交付決定の日から平成19年 3月30日まで
津和野	商人 商人 溪村 溪村 中山 長福 長福 富田二 富田二 富田二 富田二	交付決定の日から平成19年 3月30日まで
吉賀町	福川 1 六日市 有飯 福川 2 椋谷 1 白谷 1 下須 1 九郎原	交付決定の日から平成19年 3月30日まで
海士町	海士 8	交付決定の日から平成19年 3月30日まで
隠岐の島町	犬来 大久 都万 南方 都万 南方 ・ 北方	交付決定の日から平成19年 3月30日まで

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第18条第1項の規定により知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210 - 1 0852 - 23 - 6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成18年7月21日（金）	午前9時50分から午後4時 10分まで	ホテル宍道湖	松江市嫁島2丁目10 - 16
平成19年1月12日（金）	午前9時50分から午後4時 10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908 - 28
平成19年1月19日（金）	午前9時50分から午後4時 10分まで	ホテル宍道湖	松江市嫁島2丁目10 - 16

3 受講料

11,000円

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第2号

三成ダム操作規程（昭和53年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成18年5月12日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第14条、第19条及び第20条第4号関係）

欄	通 知 の 相 手 方		通知の方法	
	名 称	担 当 機 関 の 名 称	加入電話	防災行政無線
1	島根県知事	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所業務グループ		
	同上	雲南県土整備事務所維持管理部管理グループ		
	奥出雲町長	奥出雲町役場総務課		
	雲南市長	雲南市役所総務部総務課		
	島根県雲南警察署長	雲南警察署地域課		
	雲南消防本部消防長	雲南消防本部消防署警防課		
	島根県企業局長	企業局経営課		
2	中国地方整備局長	出雲河川事務所河川管理課		×

別表第 2 (第15条第 2 項関係)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
第 1 号警報所 (ダム)	島根県仁多郡奥出雲町三成 (斐伊川右岸)	能力 3 HP 余韻防止付 聞こえる範囲半径 1.6km	現場操作のみ可能
第 2 号警報所 (三成発電所)	島根県仁多郡奥出雲町三成 (斐伊川左岸)	能力 5 HP 余韻防止付 聞こえる範囲半径 1.9km	現場及び遠方操作
第 3 号警報所 (三沢ダム)	島根県仁多郡奥出雲町三沢 (斐伊川左岸)		
第 4 号警報所 (平田)	島根県雲南市木次町平田 (斐伊川左岸)		

別表第 3 (第17条第 1 項関係)

観測すべき事項	観 測 事 項			観 測 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	三成貯水池水位観測所	島根県仁多郡奥出雲町三成1,393ノ1	有線遠隔	毎日 1 回 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において60分ごとに 1 回)	流入量は第 9 条の規定により算定する。
水位及び流量	加食水位観測所	島根県仁多郡奥出雲町横田1,356ノ13先			
降水量	鳥上雨量観測所	島根県仁多郡奥出雲町竹崎2,128	有線遠隔		
	八川雨量観測所	島根県仁多郡奥出雲町八川651ノ1			
	三成貯水池雨量観測所	島根県仁多郡奥出雲町三成1,393ノ1			
積雪	鳥上雨量観測所	島根県仁多郡奥出雲町竹崎2,128	光波式積雪深計	11月～3月の間、1日、10日、20日の 3 回	

附 則

この訓令は、平成18年 5 月12日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 3 号

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第18条第 1 項の規定に基づき、平成18年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

平成18年 5 月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成18年 5 月15日 (月) ~ 同年 6 月 2 日 (金)

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで (日曜日及び土曜日を除く。)。郵送による場合は、6 月 2 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5 月26日 (金) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	7名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
心理	1名	島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障害者の支援に関する心理判断・指導・相談等の業務に従事
土木	1名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
農業	1名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務に従事
畜産	1名	島根県の諸機関に勤務し、畜産業の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
水産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
建築	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等の業務に従事
獣医師	4名	島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、家畜の保健衛生、食品の安全確保、動物の保護等の業務又は試験研究に従事
化学	1名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政等の事務又は環境に関する試験研究に従事
薬学	4名	島根県の諸機関に勤務し、医薬品の調剤、薬事に関する指導、食品の安全確保、生活衛生関係等の業務又は試験研究に従事
警察事務	2名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事

- 注 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年齢・学歴等
獣医師を除く全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 イ 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業見込みの者
獣医師	昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資格・免許
獣医師	獣医師の免許の取得者又は平成19年5月31日までに取得見込みの者
薬学	薬剤師の免許の取得者又は平成19年6月30日までに取得見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」を除く。）

- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成18年 6月25日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～15：00	松江市 島根女子短期大学 （松江市浜乃木） 受験者の状況に応じて、他の会場となる場合がある。	7月6日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
		浜田市 島根県立大学 （浜田市野原町）	
		東京都 明治学院大学白金キャンパス本館 （港区白金台）	
		大阪府 大阪工業大学学園創立60周年記念館 （大阪市旭区大宮）	
第 2 次 試 験	7月下旬に松江市で実施する予定（第1次試験合格通知の際に通知する。）		8月22日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

注 松江市を試験地として実施する第1次試験の試験場が「島根女子短期大学」以外となる場合には、該当者に受験票に併せ、試験場の案内を送付する。

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	教養試験（150点）	公務員として必要な知識及び知能についての択一式（必須問題及び選択問題）による大学卒業程度の筆記試験
	専門試験（150点）	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
第 2 次 試 験	面接試験（500点）	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） 試験区分「行政」は集団討論も行う。
	論文試験（200点）	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

注 第2次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験（配点200点）を行います。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
行 政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
警察事務	
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む）、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工

農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
獣 医 師	家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学、家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学、家畜微生物学・家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学・畜産一般
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
薬 学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、県内各県民センター、県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成18年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
獣医師	大学卒	24歳	195,500円
薬学	大学卒	22歳	176,100円
上記以外の試験区分	大学卒	22歳	170,200円

島根県人事委員会告示第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成18年 5 月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成18年 5 月15日 (月) ~ 同年 6 月 9 日 (金)

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで (日曜日及び土曜日を除く。)。郵送による場合は、6 月 9 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6 月 2 日 (金) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	65名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	9 名	

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和51年 4 月 2 日から昭和60年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学 (島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。) を卒業した者又は平成19年 3 月31日までに卒業する見込みの者

イ 昭和60年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成19年 3 月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試験	平成18年 7 月 9 日 (日) 受付時間 9 : 00 ~ 9 : 10 試験時間 (予定) 9 : 30 ~ 17 : 00	松江市 浜田市	島根県職員会館 (松江市内中原町) 申込みの状況により、他 会場での実施もある。	8 月 3 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者 (棄権者を除く。) に結果を通知する。
	島根県立大学 (浜田市野原町)			
第 2 次 試験	8 月下旬に松江市で実施する予定 (第 1 次試験合格通知の際に通知する。)			9 月14日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者 (棄権者を除く。) に結果を通知する。

応募者多数の場合は、近隣の会場でも試験を実施する。その際には、受験票に試験場の案内を記載する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験

局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、上記 3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6 ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成18年 4 月 1 日現在、大学卒22歳で月額195,000円で、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5 月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 7 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査法の部の次に次のように加える。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）	第10条第 1 項	公益通報の受理及び調査の実施
	第11条	権限を有する他の行政機関の教示

別表危険な動物の飼養及び保管に関する条例の部を次のように改める。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）	第11条	知事からの通知の受理
------------------------------------	------	------------

別表道路交通法の部中	第51条の 4（運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	放置行為（駐停車違反行為）を防止するための必要な指示	を
------------	---	----------------------------	---

第51条の4第3項	放置車両の駐車に関する状況の報告の受理
第51条の4第4項	放置違反金の納付命令
第51条の4第6項	放置車両の使用者に対する書面による通知及び弁明等の機会の付与
第51条の4第7項	公安委員会掲示板への掲示
第51条の4第10項	納付命令の公示
第51条の4第12項	放置違反金の納付命令をしないこととした旨の通知
第51条の4第13項	放置違反金の納付の督促及び延滞金の徴収
第51条の4第16項	放置違反金の納付命令の取消し
第51条の4第17項	放置違反金の納付命令を取り消した旨の通知
第51条の5第1項	報告又は資料の提出要求
第51条の5第2項	官庁等への照会又は協力要求
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理

に改め、同部第51条の8第1項

の項の次に次のように加える。

第51条の8第6項	登録の更新
-----------	-------

別表道路交通法の部中

第74条の2第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理
第75条第3項(第75条の2第2項において準用する場合を含む。)	監督行政庁への意見聴取
第75条第5項及び第8項(第75条の2第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の事務手続に関すること。
第75条第9項(第75条の2第2項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	自動車の使用制限書に関する文書の交付及び標章のはり付け
第75条第10項(第75条の2第2項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	同上の標章の除去

を

第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理
第75条第3項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	監督行政庁への意見聴取

第75条第 5 項及び第 8 項（第75条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）	聴聞の事務手続に関すること。
第75条第 9 項（第75条の 2 第 3 項において準用する場合及び運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	自動車の使用制限に関する文書の交付及び標章のはり付け
第75条第10項（第75条の 2 第 3 項において準用する場合及び運転代行業法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	標章の除去
第75条の 2 第 2 項	放置車両の使用制限命令

に改める。

別表確認事務の委託の手続等に関する規則の部中

第 2 条第 1 項	登録申請書の受理
------------	----------

を

第 2 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）	登録申請書（登録更新申請書）の受理
-----------------------------------	-------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成18年 6月 1日から施行する。ただし、別表に公益通報者保護法の部を加える改正規定は、公布の日から施行する。

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 8 号

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（報告及び検査）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 法第51条の11第 2 項の証票は、警察手帳又は警察本部長が別に定める職員証とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則をここに公布する。

平成18年 5月12日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 9 号

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(納付命令)

第3条 納付命令は、放置違反金納付命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 公示送達による納付命令は、納付命令公示送達書（様式第2号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

3 法第51条の4第5項の納付の期限は、放置違反金納付命令書を発した日から起算して14日を経過した日又は前項の掲示を始めた日から起算して20日を経過した日とする。

(弁明の通知)

第4条 法第51条の4第6項に規定する通知は、弁明通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第51条の4第6項に規定する相当の期間は、弁明通知書を発した日から15日又は同条第7項後段の規定により通知が到達したとみなされる日から14日とする。

3 法第51条の4第7項に規定する掲示による通知は、弁明通知公示送達書（様式第4号）により行うものとする。

(仮納付された放置違反金の返還)

第5条 法第51条の4第12項に規定する納付命令をしないこととした旨の通知及び仮納付に係る金額の返還は、仮納付金返還通知書（様式第5号）及び仮納付金返還請求書（様式第6号）により行うものとする。

(督促)

第6条 法第51条の4第13項に規定する督促は、納付の期限経過後20日以内に督促状（様式第7号）により納付すべき期限を指定して行うものとする。

2 公示送達による前項の督促は、督促状公示送達書（様式第8号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

3 前2項の場合において指定する納付すべき期限は、第1項の場合にあっては督促状を発した日から起算して10日を経過した日とし、前項の場合にあっては同項の掲示を始めた日から起算して16日を経過した日とする。

(延滞金)

第7条 公安委員会は、前条の規定による督促をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（納付の期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 納付命令を受けた者が、災害により納付の期限までに納付ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると公安委員会が認めたとき。

2 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第8条 公安委員会は、法第51条の4第14項の規定により放置違反金等を徴収する事務を、島根県警察の職員のうちから指定した者に行わせる。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行おうとするときは、徴収職員証（様式第9号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(放置違反金納付命令の取消し及び還付)

第9条 法第51条の4第17項に規定する納付命令を取り消した旨の通知は、放置違反金等を還付する場合にあっては放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第10号）及び放置違反金還付請求書（様式第11号）により、放置違反金等

を還付しない場合にあつては放置違反金納付命令取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

- 2 放置違反金納付命令の取消し及び還付に係る公示送達は、放置違反金等を還付する場合にあつては放置違反金納付命令取消(兼)還付公示送達書(様式第13号)を、放置違反金等を還付しない場合にあつては放置違反金納付命令取消公示送達書(様式第14号)をそれぞれ公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に必要な細目的事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第89号)第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号(第3条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

様

島根県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命じます。同封の納付書により期限までに納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第)
予定される納付金	の放置違反金
納付の期限	年 月 日
納付の場所	島根県公安委員会(島根県警察本部交通部交通指導課) 〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
納付命令の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注: 1 放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

お問い合わせ先	
〒690-8510	島根県松江市殿町8番地1
	島根県警察本部交通部交通指導課
	電話(0852)26-0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3号(第4条関係)

島交指(公)第 号
年 月 日

弁 明 通 知 書

様

島根県公安委員会 印

あなたに対する下記の事項を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行うので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件(第)
予定される納付命令の内容	金 の放置違反金
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	島根県公安委員会(島根県警察本部交通部交通指導課) 〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	年 月 日までに、上記違反について、違反行為をした者が道路交通法第128号第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

* 弁明の機会の付与に際しての留意事項等は、裏面のとおりです。

(裏)

1 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- (2) 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときは、下記の場所において放置違反金の納付命令が公示され、放置違反金に相当する金額の仮納付が放置違反金の納付とみなされるので（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

3 仮納付の期限、場所及び方法並びに公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、仮納付書記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第1片は、領収書としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所は、島根県公安委員会の掲示板（島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎前）です。
- (5) 公示による納付命令は、あなたの氏名は表示されません。この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

< 車検拒否制度に関するお知らせ >

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

< 車両の使用制限命令に関するお知らせ >

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

お問い合わせ先	
〒690 - 8510	島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部交通部交通指導課 電話 (0852) 26 - 0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

島交指 (公) 第 号
年 月 日

仮 納 付 金 返 還 通 知 書

様

島根県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件 (第)」
については、下記の理由により納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の 4 第12項の規定により通知し
ます。

また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還するので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金
返還請求書記載要領に従って御記入の上、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

仮納付金は、あなた名義の金融機関口座へ振り込んで返還することとなります。

- 1 あなたの住所、氏名、電話番号等を御記入の上、押印してください。
- 2 下記の事項を御記入ください。
 - (1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金口座へ振り込むことはできません。）
 - (2) 預金項目（普通預金、当座預金、貯蓄預金を指定してください。）
 - (3) 振込口座番号（あなた名義の口座に限ります。）

お問い合わせ先	
〒690 - 8510	島根県松江市殿町8番地1
	島根県警察本部交通部交通指導課
	電話(0852)26-0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

仮 納 付 金 返 還 請 求 書

様

年 月 日

〒 -

住 所

電 話

氏 名

印

金 額

円

上記金額について、次の私名義の金融機関口座へ振り込んでください。

1 金融機関名

支店名

2 預金項目

普通

当座

貯蓄

3 口座名義(カタカナ)

4 口座番号

住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等の昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第7号(第6条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

督 促 状

様

島根県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定による地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、あなたが放置違反金を完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので御容赦ください。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	手数料
	号	円	円	円

指 定 納 付 期 限	年 月 日
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注：1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 延滞金については、裏面の「延滞金の算出方法及び端数計算について」を参考にしてください。

(裏)

延滞金の算出方法及び端数計算について

1 延滞金の算出方法

放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じたものです。

2 端数計算

延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てます。

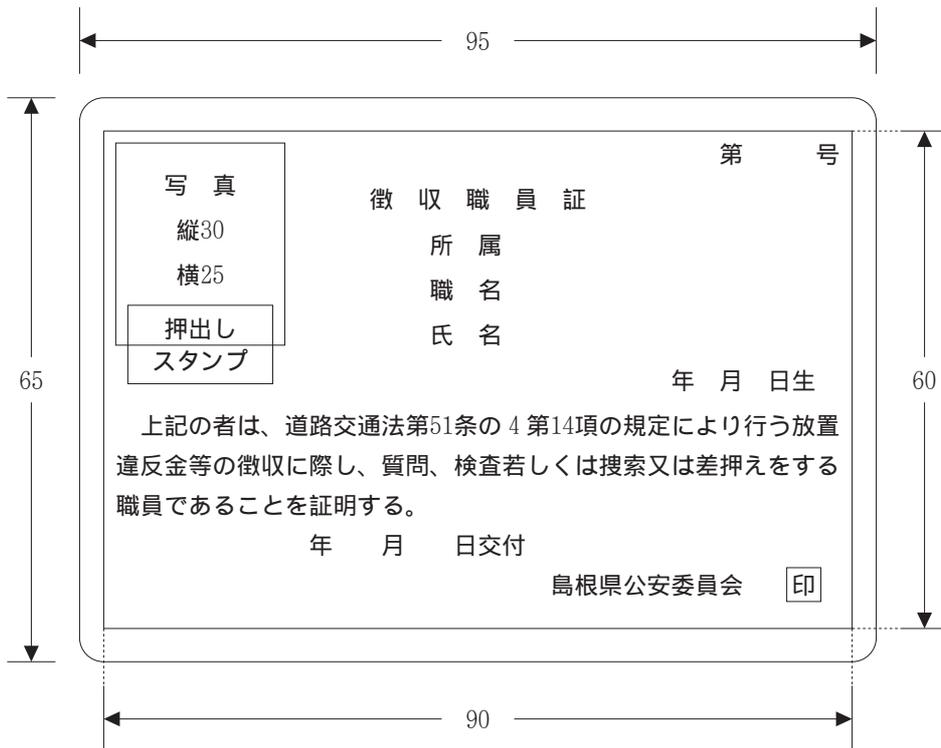
お問い合わせ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部交通部交通指導課 電話 (0852) 26 - 0110

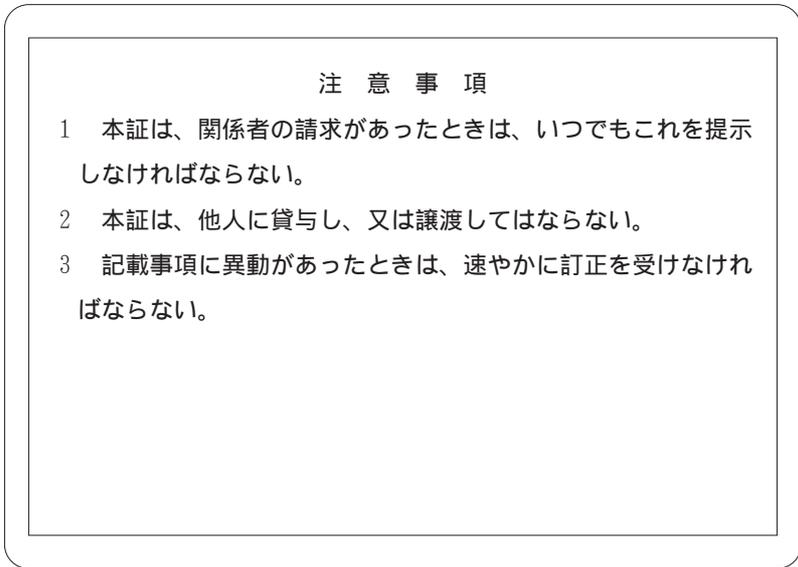
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

(表)



(裏)



備考

- 1 用紙の両面に無色透明の薄板を接着させること。
- 2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第10号(第9条関係)

島交指(公)第 号

年 月 日

放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書

様

島根県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令(第)については、下記の理由により取り消したので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付するので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って御記入の上、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について
金 額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

放置違反金は、あなた名義の金融機関口座へ振り込んで還付することとなります。

- 1 あなたの住所、氏名、電話番号等を御記入の上、押印してください。
- 2 下記の事項を御記入ください。
 - (1) 振込先金融機関店舗名 (郵便貯金口座へ振り込むことはできません。)
 - (2) 預金種目 (普通預金、当座預金、貯蓄預金を指定してください。)
 - (3) 振込口座番号 (あなた名義の口座に限ります。)

お問い合わせ先	
〒690 - 8510	島根県松江市殿町 8 番地 1
	島根県警察本部交通部交通指導課
	電話 (0852) 26 - 0110

様式第11号(第9条関係)

放 置 違 反 金 還 付 請 求 書

様

年 月 日

〒 -

住 所

電 話

氏 名

㊟

金 額	円
-----	---

上記金額について、次の私名義の金融機関口座へ振り込んでください。

1 金融機関名

支店名

2 預金項目

普通

当座

貯蓄

3 口座名義(カタカナ)

4 口座番号

住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等の昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号 (第 9 条関係)

島交指 (公) 第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

様

島根県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第) については、下記の理由により取り消したの
で、道路交通法第51条の 4 第17項の規定により通知します。

記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について
-----	--------------------------------------

お問い合わせ先
〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部交通部交通指導課 電話 (0852) 26 - 0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第44号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の規定に基づく、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成18年5月12日

島根県公安委員会委員長 室崎 富 恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	平成18年6月13日（火）から同月15日（木）まで	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	平成18年6月16日（金）	9：00～12：00 13：00～17：00	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	平成18年6月21日（水）から同月23日（金）まで	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館

2 講習定員

各60人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

受講を希望する者は、島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること。

なお、1回の通話で申込みことができる人数は1人とし、講習定員に達したときは、締め切るものとする。

イ 事前申込受付期間

講習の区分	受講対象者	受付期間
1号警備業務	3に掲げる者のうち、島根県内の営業所において、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者	平成18年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時まで
	上欄に掲げる者以外の者	平成18年5月23日（火）から同月26日（金）までの午前9時から午後4時まで

2号警備業務	3に掲げる者のうち、島根県内の営業所において、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者	平成18年 5月25日(木)から同月31日(水)までの午前9時から午後4時まで(日曜日及び土曜日を除く。)
	上欄に掲げる者以外の者	平成18年 5月26日(金)から同月31日(水)までの午前9時から午後4時まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 受講申込書の提出

ア 受付期間

講習の区分	受付期間
1号警備業務	平成18年 5月29日(月)から同月31日(水)までの午前9時から午後5時まで
2号警備業務	平成18年 6月 5日(月)から同月 7日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

島根県内の警察署

ウ 提出書類

- ㊦ 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- ㊧ 旧資格者証の写し 1通
- ㊨ 代理人が受講申込書を提出する場合には、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 1号警備業務 23,000円

イ 2号警備業務 14,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習初日の午前8時30分から同8時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づき委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定に

よりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成18年5月12日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会会長 第38、39期県労委委員	平成13年
小村 修	島根地方社会保険医療協議会委員	島根県商工労働部長 島根県市長会事務局長	平成17年
近藤 正三	島根大学名誉教授	島根大学教授 第9、11、12、18～39期県労委委員	昭和39年
田村 耀郎	島根大学大学院法務研究科教授	島根大学法文学部教授 第38、39期県労委委員	平成14年
林 周一郎		(株)山陰中央新報社経営企画室業務推進役兼論 説委員	平成17年
池淵 和宏	日本労働組合総連合会島根県連合会執行委員 松下電器産業労働組合キャパシタ松江支部 執行委員長	松下電器産業労働組合キャパシタ松江支部副 支部執行委員長 第39期県労委委員	平成15年
門脇 誠三	自治労島根県本部特別執行委員	自治労島根県職員労働組合執行委員長	平成17年
永野 春樹	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 JAM山陰三菱農機労働組合執行委員長	三菱農機労働組合中央書記長	平成17年
宮崎 伸介	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 UIゼンセン同盟島根県支部長	ゼンセン同盟京都府支部次長 第37～39期県労委委員	平成12年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会会長	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長 第38、39期県労委委員	平成13年
井田 敬三	(社)島根県経営者協会専務理事	(株)山陰合同銀行検査部長 第39期県労委委員	平成15年
江田 小鷹	(社)島根県経営者協会常任理事 三和興業(株)代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	出雲商工会議所副会頭 第37～39期県労委委員	平成11年
杉谷 雅祥	島根県法人会連合会会長 山陰クボタ水道用材(株)代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長	島根県中小企業団体中央会常任理事 第38、39期県労委委員	平成13年
櫛山 陽介	(社)島根県経営者協会常任理事 浜田ガス(株)代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭	日本ガス協会中国部会理事 第38、39期地労委委員	平成13年
原田 和夫	三菱農機(株)取締役	三菱重工業(株)下関造船所副所長	平成17年
神門 幹男	島根県労働委員会事務局長	島根県西部福祉事務所長	平成18年
黒川 裕伸	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県松江総務事務所次長	平成16年